

生徒心得

1 明るく楽しい高校生活のために

(1) 高校生活全般

本校生徒として誇りを持ち、学校生活及び社会一般のルール・マナーを知り、他人に迷惑をかける行為を慎み、集団生活が円滑にできるよう努める。

(2) 校内生活

- ① 健康管理に留意し、欠席・遅刻・早退をしないように努める。やむを得ず欠席・遅刻・早退をする場合は、手順を守って連絡・届出を行う。
- ② 公共物を大切にし、進んで学校の美化・整頓に努める。
- ③ 貸与されるロッカーを活用し、必ず各個人で施錠する。
- ⑤ 金銭、物品等の管理を徹底し、貸借は努めて避ける。
- ⑥ 不必要なものは学校に持ってこない。
- ⑦ 携帯電話は、利用規定に従い、ルールやマナーを守って使用する。

(3) 校外生活

- ① 交通ルールおよび、単車・自動車等の「四ない運動……免許を取らない、車を買わない、車を運転しない、車に乗せてもらわない」を厳守する。
- ② 交友関係は常に相手の人格を尊重し、礼節を守り、健全で誤解を招くことのないようにする。
- ③ 高校生としてふさわしくない場所へは立ち入らない。

(4) 礼儀

- ① 来客、先生等に対して節度ある態度で接し、礼儀を欠かさないようにする。
- ② 高校生らしい正しい言葉遣いや品位ある行動をする。

(5) 頭髪

- ① 頭髪は清潔でさっぱりしたものとする。
- ② くせ毛・地毛茶等の生徒は、合格者説明会の時に生徒指導部に申し出る。
- ③ 染色・脱色・パーマ等の加工はしない。

(6) 服装

- ① 学校指定の制服は、夏・冬用の2種類あり、時季・気候に応じて着用する。
- ② ベストは、学校指定のものを着用する。
- ③ スカート着用時は、紺又は黒の単色ソックスとする。
- ④ 制服を再購入する際、サイズや販売店を変更する場合は、事前に生徒指導部に届けを出し、許可を得ること。



(7) 防寒着

コート・セーター・カーディガン・タイツ等の着用について、次の規程に準じたものとする。

- ① 素材は、革・毛皮・デニム以外のもの
- ② シンプルなデザインのもの。
- ② ブレザー下に着るカーディガン・セーター等は、白・黒・紺・グレー・ベージュ・茶で
- ③ 無地のもの。また、カッターシャツの襟元のロゴマークが見えるものとする。
- ④ ストッキング・タイツは、無地でベージュまたは黒色とする。
※ 着用時期や着用時における注意事項等は、別途連絡をする。

(8) 通学靴・靴

- ① 靴は、機能的でファスナー等で閉じることができるものとする。
- ② 靴は活動しやすいものとし、ヒールがあるものは履かない。

(9) 化粧・装飾品等

化粧、マニキュア、カラーコンタクトや装飾品(指輪、ネックレス、ピアス、エクステ、シュシュ等)はしない。

2 自転車通学規程

(1) 許可条件

- ① ブレーキ、ハンドル、前照灯、ベル、リフレクター等、常に整備された両立スタンドの自転車とする。
ハブステップ・カマキリハンドルは禁止する。
- ② 防犯登録、施錠(2箇所)等、盗難対策がとられた自転車とする。
- ③ 後部反射鏡の上部に学校登録ステッカーを必ず貼付する。
- ④ 自転車損害賠償責任保険等に加入する。(行為義務)

(2) 遵守事項

- ① 交通法規を遵守し、通学マナーの向上に努めること。
- ② 夕暮れ以降はライトを点灯すること。
- ③ 雨天時の自転車運転は、雨合羽を着用すること。(傘差し運転禁止)
- ④ ヘルメットを着用することが望ましい。(努力義務)

(3) その他

- ① 自転車は指定された駐輪場所(個人指定)に必ず施錠して、整然と駐輪すること。
- ② 通学自転車を替えるときは、生徒指導部に届け出ること。
- ③ 学校以外で駐輪する場合も、必ず2箇所以上施錠する。
- ④ 上記のルールが守れない場合、自転車通学許可の取り消しまたは停止をすることがある。

3 アルバイト規程

(1) やむを得ない事情(家計の援助等)でアルバイトを希望する場合、下記の事項を満たしていることを前提に、HR担任・部顧問とよく相談し、生徒指導部に届け出ること。

- ① 保護者の責任・管理下において行う。
- ② 学習活動及び生徒指導上の問題がない。
- ③ 労務管理・労働条件がしっかりしていて、高校生として適切な就労先である。
- ④ 学校休業日を原則とし、就労時間は午後8時までとする。

(2) アルバイト届、報告書を提出すること。

(3) 1年次生は、高校生活が円滑に行われるよう、学業・部活動等を優先とする。
ただし、家庭の事情によりやむを得ず希望する場合は、生徒指導部に申し出ること。

4 改定手続き

- ① 生徒会は、生徒の意見を集約し、校長に対して、生徒指導に関する規程の改正又は廃止を求めることができる。
- ② 校長は、前項の求めがあったとき、又は生徒指導に関する規程の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者から意見を聴取するとともに、職員会議及び学校運営協議会でその内容を議論する。
- ③ 校長は、前項での議論を踏まえ、生徒指導に関する規程の改正又は廃止について決定する。
- ③ 前項の決定にあたっては、議論の過程及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。